

立川市指定有形文化財の指定（名称変更）についての諮問

1 協議事項

立川市文化財保護審議会へ、次のとおり諮問することについて

2 諮問事項

立川市指定有形文化財「阿豆佐味天神社本殿附棟札」として名称を変更し、あらためて指定することについて

3 変更内容

変更前 「阿豆佐味天神社本殿付棟札」

変更後 「阿豆佐味天神社本殿附棟札」

4 市指定有形文化財の名称を変更する理由

昭和45年11月に市指定有形文化財に指定された「阿豆佐味天神社本殿付棟札」は、文化財指定当時の市の文書規定により、附（ついたり）指定の名称に「付」の字をあて表記し、市指定文化財の名称とした。

しかし、現在、国や東京都などの指定文化財の名称表記では、「附」の字で表記することが通例かつ一般的であること、また、昭和51年3月に市指定有形文化財に指定された「柴崎村野帳附柴崎村地図」、同じく平成25年3月に指定された「砂川村野取反別帳・附砂川村絵図」は、「附」の表記を使用しているため、現在、「付」と「附」の両方の字の表記が混在している状況にあり、名称表記を「附」の字に統一することで、市民にとって、よりわかりやすい文化財保護及び普及活動の実現に資することからも、「附（ついたり）」の字の名称表記に変更したい。